

高額療養費申請時の領収書添付が不要となりました

九戸村役場 税務住民課国保住民係

国民健康保険高額療養費の支給申請書の添付書類として、領収書を必須としていましたが、一部の場合を除き領収書の添付を省略することができるようになりました。

今まで通り世帯主さま宛てに、勧奨通知及び高額療養費申請書を郵送しますので、申請書をお持ちになり税務住民課国保住民係まで申請ください。

なお、申請期限は原則2年間です。お忘れなく申請をお願い致します。

○申請方法

- ①高額療養費の対象者へは、月末に勧奨通知と高額療養費申請書をお送りします
- ②申請書と承諾書に必要な事項を記載して、申請窓口までお持ちください（領収書不要）

【申請窓口】 九戸村役場2階 税務住民課 国保住民係

【申請書の添付が必要な場合】

- ・勧奨通知に受診内容が記載されていない場合（医療機関からの診療報酬明細が届いていない場合）
- ・勧奨通知の金額と領収書の金額が一致しない場合（領収書等の差替え、返金があった場合）

○高額療養費の対象

月の医療機関へのお支払い分が、下記の負担限度額を超えた場合に対象となります。

70歳以上の上限額

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上/課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%	
	年収約770万円～約1,160万円 標報53万円以上/課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%	
	年収約370万円～約770万円 標報28万円以上/課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%	
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 (年14万4千円)	57,600円
非住民税等	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

69歳以下の上限額

適用区分	ひと月の上限額 (世帯ごと)
ア 年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%
イ 年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%
ウ 年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%
エ ～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ 住民税非課税者	35,400円

(要件)

1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（69歳以下の場合は2万1千円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。